

議案第72号

大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

大口町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年9月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方公務員法の改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

大口町職員等の旅費に関する条例（昭和48年大口町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「特別職を除く。以下同じ。」を「法第204条第1項の職員をいう。」に改める。

第3条第2項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第3項中「第16条第2号から第5号」を「第16条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第5項中「。以下本条において同じ」を削り、同条第6項中「者」の次に「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第204条第3項の規定に基づき、公務のために旅行する職員（<u>法第204条第1項の職員をいう。</u>）に対し支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員又は遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第16条各号又は第29条第1号各号の規定により退職となったときは</u>、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4 略</p> <p>5 第1項、第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）がその出発前に次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更、取消しをされ、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で町長が定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者（<u>その者の</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第204条第3項の規定に基づき、公務のために旅行する職員（<u>特別職を除く。以下同じ。</u>）に対し支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員又は遺族が次の各号の<u>一</u>に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第16条第2号から第5号又は第29条第1号各号の規定により退職となった場合には</u>、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4 略</p> <p>5 第1項、第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。<u>以下本条において同じ。</u>）がその出発前に次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更、取消しをされ、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で町長が定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中</p>

新	旧
<p><u>扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。</u>) が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他町長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合において、その喪失した旅費額の範囲内で町長が定める金額を旅費として支給することができる。</p>	<p>交通機関等の事故又は天災その他町長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合において、その喪失した旅費額の範囲内で町長が定める金額を旅費として支給することができる。</p>